

平成29年度 第1回 むつ市地域公共交通活性化協議会 議事概要

開催日時	平成29年9月20日（水） 15:30～16:00				
開催場所	むつ市役所 第3会議室				
出席委員	12名	欠席委員	3名	傍聴人	0名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長あいさつ 3 協議案件 市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について 4 報告案件 「脇野沢～源藤城線」の路線区間短縮について 5 その他 むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について 6 閉会 				
議事概要	<p>1 開会 (事務局進行により開会)</p> <p>2 会長あいさつ 【会長】 開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。 本日は、お忙しい中、本協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、この度新たに委員をお引き受け賜りました皆様には、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。 さて、地域の公共交通を取り巻く現状は、人口減少、少子高齢化の進展などにより一層厳しさを増しておりますが、このような中で、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化し、また高齢者の運転免許の自主返納者数が増加傾向にあるなど、社会環境の変化に応じた地域公共交通の役割はますます重要になっております。 最近の動向といたしましては、去る9月1日から、バスやタクシー、トラックで、旅客と荷物を運ぶことができることとなるなど、公共交通を取り巻く現状は社会変化と相まって刻一刻と変化しております。 市といたしましては、このような流れに取り残されることなく、地域の抱える公共交通問題について、地域住民の皆様方・交通事業者・行政が一丸となり取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。</p>				

本日の案件につきまして、皆様より忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、公共交通政策の推進について、引き続きご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 協議案件

市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について

【会長】

それでは、要綱に従いまして議長を務めさせていただきます。お手元の次第に従って議事を進行いたしますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

「協議案件 市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について」、担当課であります介護福祉課から説明をお願いいたします。

【介護福祉課】

資料に基づいて説明させていただきます。

資料1-1につきまして、協議案件内容の説明と更新登録の申請の際の協議会の協議の必要性を述べさせていただいております。

道路運送法の関連法規では、この運送サービスがむつ市に必要か否か、その内容を、関係機関との協議により、決定する事となっておりますので、許可の更新にあたり、今回の協議会に提案させていただいております。

事業概要として運行主体はむつ市となっておりますが、今現在社会福祉協議会に委託させていただいております。運送の区域はむつ市を発地又は着地とする区域となっております。利用料金については走行距離に応じて規定しています。会員登録が必要でありますので、年間1,230円支払っていただいております。

次に資料1-2につきまして、むつ市が福祉車両を用いて実施しております「外出支援サービス事業」について、説明させていただきます。事業内容は、事業目的にもありますように、外出が困難な高齢者及び障がい等を有する方等について、リフト付きストレッチャー装着ワゴン車で、医療機関などの受診等の外出の際の支援を行います。

対象者については、市内に住所を置き、要介護3以上、身体に障害がある方で歩行の困難な方、また、介護度1、2の場合でも、介護認定の際に提出していただいた主治医意見書などの情報により、総合的に判断し、サービスの提供が必要な場合、サービスの対象者としております。

利用料金につきましては、走行距離に応じて料金が設定されております。

す。料金の設定に関しては、福祉目的の運送であるため、当該地域等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2を目安として、関係団体や、この協議会の皆様からの意見を参考に料金を定めることになっておりますが、今回は料金の見直しはございません。

これまでの実績についてですが、平成17年度の委託以降、高齢者の人口の増加に伴い、利用者が伸び続けたことにより、介護度が高い利用者が利用を出来ないなどの課題が生じたことから、平成24年度、平成26年度に一部対象者の見直しを行っております。

その結果、会員登録者等の減少となっておりますが、真にサービスが必要な介護度の高い方のサービスを確保している状況にあると考えております。

サービスの利用の流れにつきまして、利用者が介護福祉課で登録申請して利用券を購入し、その後、委託先の社会福祉協議会に利用の申込を行い、サービスを利用する流れとなっております。

車両の配置につきましては、旧むつ地区、大畑地区用に3台、川内支所、脇野沢支所に各1台配置しております。車両台数につきましては、平成28年度にむつ市ライオンズクラブ様からワゴン車の寄贈をいただいた際に使用頻度が低かった軽自動車2台を廃車とした結果、軽自動車2台、ワゴン車4台の体制から、ワゴン車5台の体制となっております。資料1-3については、運輸局に申請する際の様式になりますので、後ほどご覧いただければと思います。

今回の協議案件については、このむつ市外出支援サービス事業がむつ市民において必要なサービスでありますので、これまでの事業を継続するという形で提案する事となりますので、ご協議のほど、よろしく願いいたします。

以上で、協議案件の説明を終わります。

【会長】

ただ今担当課であります介護福祉課から説明がありましたが、この運送事業は平成17年度からむつ市社会福祉協議会に委託して実施されておりますが、基本的には現在運行している内容で更新するという事です。

ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】

期間満了が平成29年9月30日ということですが、そもそも期間は間に合うのでしょうか。

【介護福祉課】

間に合うということは事前に確認しております。補足しますと、期間満了より前に運輸局に申請していれば、運輸局で判断するまでの間は継続して事業を実施しても良いこととされています。

【会長】

ありがとうございました。

その他ございませんでしょうか。

それではご質問等無いようでございますので、ただ今の協議案件につきまして、介護福祉課からの説明のあった内容で、自家用有償運送の更新申請を進めていくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

【会長】

「異議無し」とのことでございますので、本年10月以降の自家用有償運送の継続にあたり、介護福祉課では更新申請の手続をお願いいたします。

4 報告案件

「脇野沢～源藤城線」の路線区間短縮について

【会長】

それでは次に、「報告案件 「脇野沢～源藤城線」の路線区間短縮について」、脇野沢交通さんから概要についてのご説明をお願いいたします。

【脇野沢交通】

脇野沢では、今から30年ほど前から河川改修の工事が始まっており、種々の工事が現在も規模は縮小しておりますが続いています。その中で新しい橋が整備されたことから、路線バスの路線を変更し、それに伴い距離が短縮されたというご報告であります。

資料2-2に基づいて説明させていただきます。

新しい橋は「かつらざわ橋」という橋であり、脇野沢庁舎からすぐ近くにある橋ですが、こちらを通行して運行するというので、4月に運輸局から認可を受け、5月1日から路線の変更を実施しております。

実施内容については、資料中の地図をご確認願います。源藤城方面への路線については、これまで脇野沢庁舎を回り込む形で運行していましたが、新しい橋が出来たことから、庁舎を抜けて新しい橋を通り源藤城方面に向かう形に変更したものです。これまで走っていた道路が古く、

狭隘で、路面状態もあまり良くなく、当然冬期間の路面状況も良くないものでした。今回出来た新しい橋、新しい道路は、橋の両側に歩道が整備されており、道路幅が広く、安全確保の面からも、利用されている皆様の利用環境の改善にもなるということで、変更したものです。

区間の距離と時間についての表をご覧くださいますと、保養センターと庁舎前のバス停の区間の距離が300mほど短縮となっております。運賃につきましては、私どもの運賃は0～1kmの間、あるいは0～1.5kmの間で設定しておりますので、今回は運賃設定の変更はありません。また運行時間についても、区間の距離がキロメートル程も含めて短縮になりましたが、300mということで、時間の変更等はせず、5月1日から運行しております。河川改修も最終段階になっておりますので、これ以上の動態変化、環境変化はないものと思われまますので、これが最終形という形で、これからも運行して参りたいと思います。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

ただ今の説明ですが、脇野沢川の河川改修に伴い、「かつらざわ橋」が開通したことから、区間距離を300mほど短縮し、本年5月1日から運行しているということです。

具体的なことについては、運賃及び運行時間の変更が無いものであったため、協議案件とせず、報告案件としたものであります。

なにかご質問等ございませんでしょうか。

【会長】

ご質問等ございませんでしょうか。

無いようでございますので、次に進みたいと思います。

5 その他

【会長】

それでは次に、「その他 むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、「むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について」ご説明いたします。

平成20年9月12日の本協議会設立時においては、本協議会の役割

として、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」としての協議のほか、将来的には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定める「地域公共交通総合連携計画」、現在の「地域公共交通網形成計画」の策定も視野に入れた設置要綱としておりました。

「地域公共交通総合連携計画」の策定については、当協議会とは別に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」として平成21年12月24日に設立した「下北地域公共交通総合連携協議会」がその役割を担うことになりましたので、協議会の現状に即した条文整備を行い、円滑な事務の遂行を図るため、平成29年9月6日付けで協議会設置要綱の一部改正を行ったものであります。

具体的な改正点といたしましては、第2条から第4条までの「地域公共交通総合連携計画」に関する規定を削除すると共に、第8条に規定する庶務を所掌する部の名称を改めたものであります。

以上でございます。

【会長】

本協議会の設置要綱につきましては、協議会の現状に即した形で一部改正をしたということでございますが、ご質問等ございませんでしょうか。

(質問無しの声)

【会長】

質問が無いようでございますので、本日の議事は全て終了いたしました。それでは進行を事務局に戻します。ご協力ありがとうございました。

6 閉会

(事務局進行により閉会)